

感染症等対策要綱

秋田県小学生バレーボール連盟

第1条 本要綱は、専門委員会規程第8条第2項第9号の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策に関する基本的事項を定め、秋田県小学生バレーボール連盟（以下「県小連」という。）が主催若しくは主管する大会および加盟登録した各チームの活動において、県小連関係者（県小連役員、地区小連役員、県小連に加盟登録した登録構成員およびその保護者をいう。）が相互に連携し、新型コロナウイルス感染症等の感染症への的確かつ迅速な対応を図ることを目的とする。

第2条 総務委員会に感染症等対策チームを設置する。

第3条 感染症等対策チームのメンバーは、理事長の総括の下、総務委員長がチームリーダーとなり、会長が指名した若干名のチーム員により組織する。

第4条 感染症等対策チームの業務は、次に定めるとおりとする。

- 2 感染症等対策チーム会議を開催すること。
- 3 感染症等の感染拡大防止に必要なガイドラインの策定および改正に関すること。
- 4 各地区小連および県小連関係者間の感染症等に係る情報共有に関すること。
- 5 その他感染症等の拡大防止に必要な事項とする。

第5条 感染症等対策チームの責務は、次に定めるとおりとする。

- 2 感染症等対策チーム会議は、必要に応じ感染症等対策チームのリーダーが招集し、議事を司る。
- 3 感染症等対策チーム会議の開催において、感染症等対策チームのメンバーは、積極的に感染防止対策にかかる情報交換および情報共有を図るものとする。
- 4 感染症等の感染拡大防止に必要なガイドラインが策定または改正されたときは、常任理事会の承認のうえ、県小連の方針として、県小連関係者に周知を図るものとする。
- 5 感染症等対策チームリーダーは、感染症等対策チーム会議の終了後、その結果を速やかに取りまとめ理事長の承認のうえ会長に提出すること。
- 6 理事長は、感染症等対策チーム会議の結果を常任理事会に報告すること。

附 則

この要綱は、令和3年4月3日から施行する。